すみだ生涯学習センター条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

改 正 現 行 案 (事業) 〔同左〕 第2条 生涯学習センターは、前条の目的を | 第2条 〔同左〕 達成するため、次の事業を行う。 (1)~(3) 〔略〕 (1)~(3) [略] (4) 教育相談(墨田区教育委員会(以下「教 育委員会」という。)が別に定めるもの を除く。) に関すること。 (5) 教科書の展示等に関すること。 (4) 生涯学習センターの施設の利用に関す (6) [同左] ること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必 (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員 要と認める事業 会が必要と認める事業 (施設) 〔同左〕 第3条 生涯学習センターには、次の施設を 第3条 〔同左〕 設ける。 (1) 本館施設 (1) [同左] ア~オ 〔略〕 ア~オ 〔略〕 カ 情報コーナー、視聴覚コーナー、メ カ 情報コーナー、視聴覚コーナー、メ ディアコーナー ディアコーナー、情報ライブラリー キ 教育相談室 キ アマチュア無線室 <u>ク</u> 〔同左〕 ク 駐車場 <u>ケ</u> 〔同左〕 ケ その他区長が必要と認める施設 コ その他教育委員会が必要と認める施 設 (2) 別館施設 (2) [同左] ア~ウ 〔略〕 ア~ウ 〔略〕 エ その他区長が必要と認める施設 エ その他教育委員会が必要と認める施 設 (使用の手続) [同左] 第5条 第3条第1号アから工まで及び第2 第5条 第3条第1号アから工まで及び第2

- 号アからウまでに掲げる施設並びに付帯設 備(以下「施設等」という。)を使用しよ うとする者は、区長の承認を受けなければ ならない。
- 2 区長は、前項の使用の承認に際し、管理 上必要な条件を付すことができる。 (使用の不承認)
- 号アからウまでに掲げる施設並びに付帯設 備(以下「施設等」という。)を使用しよ うとする者は、教育委員会の承認を受けな ければならない。
- 2 教育委員会は、前項の使用の承認に際し、 管理上必要な条件を付すことができる。 〔同左〕
- 第6条 区長は、次の各号のいずれかに該当 | 第6条 教育委員会は、次の各号のいずれか すると認めるときは、施設等の使用の承認 | に該当すると認めるときは、施設等の使用

をしない。

(1)~(4) 〔略〕

(使用料)

- 第7条 使用の承認を受けた者(以下「使用 者」という。)は、別表第1に定める額の 範囲内で墨田区規則(以下「規則」とい う。) で定める額の使用料を当該使用承認 の際に納付しなければならない。
- 2 区長は、特別の理由があると認めるとき は、使用料を減額し、又は免除することが できる。

(使用料の返還)

第8条 既に納めた使用料は、返還しない。 ただし、区長が特別の理由があると認める ときは、その一部又は全部を返還すること ができる。

(特別の設備等)

第11条 使用者は、施設等に特別の設備を し、若しくは変更を加え、又は付帯設備以 外のものを使用しようとするときは、あら かじめ区長の承認を受けなければならな ll.

(使用承認の取消し等)

- 第12条 区長は、次の各号のいずれかに該 当すると認めるときは、使用の承認を取り 消し、又は使用を制限し、若しくは停止す ることができる。
 - (1) 〔略〕
 - (2) この条例、この条例に基づく規則又は 区長の指示に違反したとき。
 - (3) 〔略〕
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が特 に必要と認めるとき。

(駐車場の使用)

- 第13条の2 駐車場を使用する者は、別表 第2に定める額の範囲内で規則で定める額 の使用料を納付しなければならない。ただ し、区長が特別の理由があると認めるとき は、使用料を免除することができる。
- 2 〔略〕

(損害賠償)

の承認をしない。

(1)~(4) 〔略〕

〔同左〕

- |第7条 使用の承認を受けた者(以下「使用 者」という。)は、別表第1に定める額の 範囲内で墨田区教育委員会規則(以下「規 則」という。)で定める額の使用料を当該 使用承認の際に納付しなければならない。
 - 2 教育委員会は、特別の理由があると認め るときは、使用料を減額し、又は免除する ことができる。

[同左]

第8条 既に納めた使用料は、返還しない。 ただし、教育委員会が特別の理由があると 認めるときは、その一部又は全部を返還す ることができる。

[同左]

第11条 使用者は、施設等に特別の設備を し、若しくは変更を加え、又は付帯設備以 外のものを使用しようとするときは、あら かじめ教育委員会の承認を受けなければな らない。

[同左]

- 第12条 教育委員会は、次の各号のいずれ かに該当すると認めるときは、使用の承認 を取り消し、又は使用を制限し、若しくは 停止することができる。
 - (1) [略]
 - (2) この条例、この条例に基づく規則又は 教育委員会の指示に違反したとき。
 - (3) 〔略〕
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員 会が特に必要と認めるとき。

[同左]

- 第13条の2 駐車場を使用する者は、別表 第2に定める額の範囲内で規則で定める額 の使用料を納付しなければならない。ただ し、教育委員会が特別の理由があると認め るときは、使用料を免除することができる。
- 2 〔略〕

〔同左〕

第14条 生涯学習センターの施設及び付帯 第14条 生涯学習センターの施設及び付帯 設備に損害を与えた者は、区長が相当と認| 設備に損害を与えた者は、教育委員会が相| める損害額を賠償しなければならない。ただし、<u>区長</u>がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、<u>教育委員会</u>がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

付 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前のすみだ生涯学習センター条例の 規定により墨田区教育委員会が行った処分その他の行為又は同日前に墨田区教育委 員会に対してされた申請その他の行為は、同日以後においては、それぞれこの条例 による改正後のすみだ生涯学習センター条例の規定により区長が行った処分その他 の行為又は区長に対してされた申請その他の行為とみなす。